平成２８年（フ）第１１５号
静岡県富士市鮫島336番地の19
債務者　平井　由美
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４１４号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８－４棟902号
債務者　坂井　実聖
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４８３号
京都市伏見区久我東町５番地99、前住所京都府向日市寺戸町八ノ坪１番地の９
債務者　伊藤　之一（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５２４号
京都市西京区松室吾田神町242番地
債務者　四塚　和美
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５７３号
京都府宇治市小倉町西山49番地の５　白砂ハイツ101号
債務者　岡野　貴志
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５９１号
京都市山科区音羽乙出町11番地の４
債務者　中田　智子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５９３号
京都市伏見区向島二ノ丸町68番地96　アビーロード202
債務者　松本　照和
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６０３号
京都府木津川市木津下川原１番地２　府営住宅木津団地３－302号
債務者　一宮　保彦
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６０７号
京都府宇治市小倉町春日森61番地　レオパレスオグラ211号、前住所京都府宇治市小倉町南浦46番地の７　ミリオネーア302号
債務者　佐藤　由紀
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６１０号
京都市南区四ツ塚町86番地　ブロンセ東寺305号室
債務者　濵野多香子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９８号
香川県東かがわ市白鳥693番地４
債務者　川田かおり（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４２号
岩手県岩手郡雫石町小日谷地61番地１　中村アパート、旧住所岩手県岩手郡雫石町塩ケ森41番地46
債務者　木影　正子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１６２号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第１地割２番地　矢巾住宅16号
債務者　五日市洋子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１８０号
奈良県大和郡山市小泉町1678番地１　小泉県営住宅Ｃ－４棟301号
債務者　大村　悦子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２９号
香川県東かがわ市帰来633番地
債務者　笘澤　良一
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３０号
香川県東かがわ市帰来633番地
債務者　笘澤　千鶴（旧姓木内）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３４号
香川県高松市朝日町２丁目12番３－24号
債務者　河野　直彦
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係